

委任契約書

後記依頼者を甲、後記司法書士を乙として、次のとおり契約する。

第1条 甲は乙に対し、次の事件を委任し、乙はこれを受任する。

□ 甲と、甲の債権者との間の紛争に関し、

(1) 簡易裁判所における手続きについて代理すること。

(2) 裁判外の和解について代理すること。

□ 甲と、甲の債権者との間の紛争に関し、裁判所に提出する書類を作成すること。

□ 必要に応じて復代理人を選任すること。

第2条 乙は、司法書士法及び司法書士会の規則等に従い、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 乙は、第1条に定める委任事務に関し、甲に報告義務を負うものとする。

第4条 甲と乙は、十分に協議のうえ、債務整理のための具体的手続きを決定するものとする。

第5条 甲が乙に対して支払う着手金、報酬及び実費は別表のとおりとする。但し、法律扶助制度を利用する場合はこの限りでなく、日本司法支援センター（法テラス）の定める基準に従うものとする。

第6条 乙は、以下のいずれかの場合には、この契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対し、前条の着手金、報酬及び実費を請求することができる。

(1) 甲が前条の着手金、報酬、実費を乙に支払わないとき。

(2) 甲が乙に対し、嘘を述べ、又は真実を述べなかったとき。

(3) その他、甲と乙との信頼関係が破綻したとき。

第7条 乙は、以下のいずれの場合であっても、甲に対し、着手金、報酬及び実費を請求することができる。

(1) 甲が乙の責任では無い理由で乙を解任したとき。

(2) 甲が故意又は重大な過失により乙の事件処理を不能にしたとき。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名（記名）捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所

氏 名

(生年月日 昭和・平成 年 月 日)

乙 事務所 長野県岡谷市本町4丁目1番37号 本町ビル4階

司法書士 小 口 一 成

(長野県司法書士会所属 登録番号第559号)